



# その他情報



## 商工業

☎商工課 ☎72-2101 (内線432)

### 中小企業者を支援する補助金制度

- ◇新商品開発支援事業補助金
- ◇縄文関連商品開発支援事業補助金
- ◇空き店舗等活用事業補助金
- ◇中小企業振興補助金
- ◇新技術・新製品研究開発事業補助金
- ◇受注および販路開拓支援事業補助金
- ◇人材育成等支援事業補助金 など

#### ●関係機関

- ◇日本貿易振興機構 (JETRO)
  - 所在地：諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎5階
  - 連絡先：☎52-3442
- ◇長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門
  - 所在地：岡谷市長地片間町1-3-1
  - 連絡先：☎23-4000
- ◇(財)長野県テクノ財団
  - (諏訪テクノレイクサイド地域センター)
  - 所在地：諏訪市上川1-1644-10 諏訪地方事務所内
  - 連絡先：☎53-6000(代)
- ◇NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構
  - 所在地：諏訪市小和田南14-7
  - 連絡先：☎54-2588

### 中小企業融資制度

市、金融機関、信用保証協会が協調し、市内の中小企業者等を対象に有利な条件で融資をあっせんする制度です。開業に伴う資金など各種の資金メニューがあります。

## 労政

☎商工課 ☎72-2101 (内線434)

### 茅野市地域職業相談室(ふるさとハローワーク)

職業相談・職業紹介等、雇用に関する総合的窓口です。  
所在地：茅野市ちの3502-1 ベルビア2階  
連絡先：☎72-2029

#### ●関係機関

- ◇ハローワーク諏訪
  - 職業相談・職業紹介等、雇用に関する総合的窓口です。
  - 所在地：諏訪市上川3-2503-1
  - 連絡先：☎58-8609
- ◇南信労政事務所
  - 労働問題全般についての相談窓口です。
  - 所在地：伊那市荒井3497
  - 連絡先：☎0265-76-6833

## 観光

☎観光まちづくり推進課  
☎72-2101 (内線422・423)

茅野市は、八ヶ岳、蓼科、車山、白樺湖など数多くの観光資源に恵まれ、年間300万人を超える観光客が訪れています。

#### ●観光案内

- ◇(一社) ちの観光まちづくり推進機構(ちの旅案内所)
  - 所在地：茅野市役所議会棟1階
  - 連絡先：☎73-8550
- ◇茅野市観光案内所(駅前ちの旅案内所)
  - 所在地：茅野駅モンエイトビル2階
  - 連絡先：☎72-2637
  - ホームページ：<http://chinotabi.jp/>
- ◇茅野市観光まちづくり推進課
  - 連絡先：☎72-2101 (内線422・423)

## 移住推進

☎観光まちづくり推進課 ☎72-2101 (内線461)

茅野市では、行政・茅野商工会議所・民間事業者が三位一体となり運営する「田舎暮らし楽園信州ちの協議会」が中心となり、茅野市への移住や二地域居住をお考えの方にイベント情報や各種資料の提供、物件相談、就職相談等を行っています。

#### ●移住案内・相談窓口

- ◇茅野市観光まちづくり推進課移住推進係
  - 議会棟1階事務室
  - 連絡先：☎72-2101 (内線461)
  - 田舎暮らし楽園信州ちの協議会
  - ホームページ：<https://rakuc.net/>

農業・林業		
事業	事業内容	問い合わせ
担い手の育成事業	農業振興ビジョンに基づく「担い手」の育成・支援・確保を目標として、若者を中心とした幅広い世代において、新規就農や定年帰農、1ターンやUターン者の就農相談や各種補助制度の活用についてのご相談を受け付けています。	農業支援センター (内線404)
農業振興地域内の農用地区域(青地)の除外	転用したい農地が農業振興地域の「農用地区域」に該当していた場合、農地法による転用許可を受ける前に農用地区域からの除外(農振除外)をする必要があります。農振除外には必要とする要件が整っていることに加え、申請手続きが必要です。詳細についてはご相談ください。	農林課農政係 (内線403)
農地の権利移動や転用	農地を耕作の目的で権利移動等するときや農地を農地以外のものに転用するときには、農地法の許可申請手続きが必要です。 ◇農地法第3条の許可申請…農地を耕作の目的で権利移動等(売買、贈与、交換、賃貸借、使用貸借)をするとき ◇農地法第4条の許可申請…所有者自らが転用を行うとき ◇農地法第5条の許可申請…所有権の移転や貸借権等の設定を伴う転用を行うとき	農業委員会 (内線441・442)
農用地利用集積計画制度による農地の売買貸し借り	担い手農家の規模拡大を図りやすくするために設けられた農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積事業による青地農地の売買や農地の貸し借り(賃貸借、使用貸借)の制度です。面積の要件を満たしている方に限られます。なお耕作者には一定要件を満たした場合、市の助成金が交付されます。	農業委員会 (内線441・442)
農業者年金の加入	農業に従事する方は広く加入できます。将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、安定した年金の財政運営ができます。国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方はだれでも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従業者も加入できます。脱退も自由です。脱退してもそれまでに支払った保険料に対応した年金を受け取ることができます。	農業委員会 (内線441・442)
有害鳥獣の被害	ニホンジカ・イノシシなど農作物に被害を与える野生鳥獣の捕獲を実施しています。被害などでお困りの方はご連絡ください。	農林課鳥獣被害対策室 (内線408)
有害鳥獣防護柵の設置	野生動物による農作物への被害を減らすための手段として、防護柵を設置するための資材の購入について、その費用の1/2の補助を行っています。また、地域ぐるみでの取り組みとして、「地域鳥獣被害対策委員会」を設置いただく地域については、資材費の全額を補助する事業もあります。どちらも交付要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。	農林課鳥獣被害対策室 (内線408)
森林の整備	森林は、水源のかん養、災害の防止、そして地球温暖化対策などの様々な機能を持っています。間伐によって健康な森林を育み、その機能を維持することで、災害が起きにくい強い山林になります。地域ぐるみで整備をする場合には、市や県で補助金による支援をしています。	農林課林務係 (内線405)
森林の土地を取得した届出	山林を取得し、所有者となった方は市町村長への事後届出が必要です。詳細についてはお問い合わせください。	農林課林務係 (内線405)
立木の伐採の届出	木の伐採を行うときは、森林法の定めにより30日前までに「伐採及び伐採後の造林届出書」(伐採届)の提出が必要です。伐採を予定している森林が「保安林」に指定されている場合は別の手続きが必要になりますので、お問い合わせください。	農林課林務係 (内線405)
ペレットストーブ購入補助	市では、長野県産の木材等の利用促進を図るため、ペレットストーブまたはペレットボイラー購入に対する補助金を交付します。交付には、台数制限や交付要件があります。また、補助金申請手続きが必要です。林務係へご相談ください。	農林課林務係 (内線405)
市民農園	市内在住の方(別荘居住者も含む)を対象に、自家野菜用の畑の貸し出しを行っています(1区画100㎡程度)。農園の区画には限りがありますので、ご希望の方は農業支援センターまでお問い合わせください。	農業支援センター (内線404)

<p><b>広告</b></p> <p>農業、園芸 P120 A-4</p> <p><b>株式会社 北沢肥料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>肥料、農薬、工業薬品</li> <li>農業、園芸資材</li> </ul> <p>■茅野市北山芹ヶ沢6560 ■TEL:0266-78-2038 ■FAX:0266-77-2204</p>	<p>樹木ケア・伐採 木工・家具 P107 C-5</p> <p>大木・庭木・支障木 ツリーケア、樹木管理の専門企業</p> <p><b>株式会社 木葉社</b> もくようしゃ</p> <p>弊社は天然記念物から庭木まで、あらゆる樹木のケアを行う、樹木管理の専門企業です。樹木医を中心としたケアチームによる伐採・剪定・診断・治療で樹木のお悩みやご不安にお応えします。お気軽にお問合せ下さい。</p> <p>■茅野市ちの236-7 ■TEL:0266-78-6931 ■FAX:0266-75-5204 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜日、祝日 ■URL:https://www.mokuyousha.com ■E-mail:info@mokuyousha.com</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

## 選挙

☎選挙管理委員会 ☎72-2101 (内線212)

### 投票所入場券

各世帯へハガキでお届けします。投票には、投票者ごとそれぞれ切り離して投票所へお持ちください。入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の受付係にお申し出ください。

### 投票

#### ●投票日の当日

投票時間は、午前7時から午後8時までです。指定された投票所へ入場券をお持ちください。

#### ●期日前投票

投票日に、仕事や旅行などにより投票所に行くことができない方は、期日前投票をすることができます。期日前投票をすることができる期間は、公示(告示)日の翌日から投票日の前日までです。投票時間は、午前8時30分から午後8時までです。期日前投票所は、市役所2階です。期間中は土曜日、日曜日および祝日も投票できます。期日前投票所へ入場券をお持ちください。

※期日前投票を行う方は、入場券うら面の宣誓書(兼請求書)にあらかじめ必要事項を記入してお持ちください(日付・氏名・生年月日・住所を記入してご持参いただくことで、スムーズに受付を済ませることができません)。投票日当日に投票される方は、記入の必要はありません。

#### ●病院などの指定施設での投票(不在者投票)

指定施設の病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、病院長等に申し出るとその施設で投票できます。

#### ●滞在地での投票(不在者投票)

仕事や旅行などで市外に滞在中の方は、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。事前に茅野市選挙管理委員会に投票用紙等を請求していただき、滞在地の選挙管理委員会へ投票用紙等を持参し投票します。請求に必要な書類は、最寄りの市区町村選挙管理委員会にあります。

#### ●郵便等による投票(不在者投票)

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方(対象となる障害名や程度の指定有り)、介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方は、あらかじめ選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をすることで郵便等による投票ができます。対象となる障害名や程度については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### ●在外選挙制度(在外投票)

仕事や留学などで外国に出国する場合、茅野市の選挙人名簿登録者は、転出届提出と同時に登録申請することにより、在外選挙人名簿に登録することができます。登録後は、国政選挙に投票することができます。

## 議会

☎議会事務局 ☎72-2101 (内線352)

### 市議会の役割

茅野市議会は4年ごとの選挙で選ばれた18名の市議会議員により構成されています。市議会は、市民生活のいろいろな問題について審議し、市の政策を決定しています。このため、市議会は「議決機関」と呼ばれています。

議会で議決しなければならない事項は、予算や条例のほか、決算の認定、重要な契約、財産の取得や処分など地方自治法に定められています。一方、市長は市議会の決めたことに基づいて市政を進めていきます。このような働きから、市長は「執行機関」と呼ばれています。議会は、「議決機関」として市の最終的な意思決定をするほか、議案の審議や一般質問などを通して、市政に住民の意思を反映します。

### 請願と陳情

市議会では行政機関などについて市民の皆さんの要望や希望などを、請願書や陳情書という形で受け付けています。請願書と陳情書の違いは、請願書には茅野市議会議員(1人以上)の紹介が必要となります。

提出された請願書・陳情書は、担当委員会で審査された後、本会議において議決されます。採択された請願・陳情は、その内容によっては、住民の民意をくみ、議会として国会や関係省庁、県に意見書を提出する場合があります。

### 議会の傍聴

本会議はどなたでも傍聴できます。予約の必要はありません。本会議の傍聴席は、一般席と報道関係者席に分かれており、一般席は身障者用スペースを含め48席あります。

茅野市議会本会議の傍聴を希望される方は、本会議当日、傍聴席入口に備え付けの傍聴受付証に必要な事項をご記入後、議場傍聴席へお入りください。

## 広報・広聴

☎地域戦略課広報戦略係

☎72-2101 (内線230・231)

### ■ 広報活動

市では、次のような市政に関する広報を行っています。

- ◇ 広報紙「広報ちの」
- ◇ インターネット動画番組「ビーネットChino」
- ◇ 行政チャンネル「ビーナチャンネル」
- ◇ ホームページ
- ◇ メールマガジン「女神のたより」
- ◇ インスタグラム
- ◇ フェイスブック

### ■ 市広報紙「広報ちの」

市広報紙「広報ちの」は、毎月1回、各区・自治会を通じて各家庭に配布するほか、市内の公共施設や金融機関、コンビニエンスストアなどでも入手できます。また、市ホームページからもご覧いただけます。

#### ● 発行日

毎月20日を基準日とし発行していますが、曜日の関係等で発行日が変わる場合があります。

#### ● 写真

広報紙に掲載した写真にあなたが写っていたら、お知らせください。写真を無料で差し上げます。

### ■ 行政チャンネル「ビーナチャンネル」

市では、ケーブルテレビLCVの回線を利用し、行政チャンネル「ビーナチャンネル」(LCV地上デジタル11ch)を放送しています。放送内容は、市が行う事業や市内のイベント、市民の皆さんからの投稿映像などを紹介しています。放送時間・番組内容については、市ホームページ、広報紙等でお知らせします。なお、LCVの回線を利用して放送するため、LCVに加入されていない方はご覧いただけませんので、ご了承ください。

### ■ インターネット動画番組サイト「ビーネットChino」

茅野市の生活・文化・特徴・魅力・行政情報など、動画を通じて幅広く市民に伝え、市外に茅野市の魅力を発信する茅野市公式の動画番組サイトです。

<http://www.venusnet-chino.jp>

### ■ ホームページ

市からのお知らせや、イベント、補助事業、相談、届け出、電子申請などの情報を掲載しています。

アドレス：<https://www.city.chino.lg.jp>

### ■ メールマガジン「女神のたより」

市では「生活・イベント情報」「子育て関連情報」など、複数のメールマガジンを配信しています。メールマガジンの配信を希望する場合は、市ホームページの登録フォームからお手続きください。

### ■ インスタグラム、フェイスブック

市では、公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のインスタグラムとフェイスブックを活用し、市内の人と写真や動画の共有をしたり、コミュニケーションを図るなどして、茅野市の魅力を広く発信しています。

### ■ 広聴

市民の皆さんのご意見やご提言を市政に反映させるため、「まちづくり懇談会」「市長への手紙」「市長へのメール」などの広聴業務を行っています。

## 情報公開

☎総務課行政係 ☎72-2101 (内線132・133)

市政をより一層開かれたものにするため、誰もが市の保有している情報を閲覧したり、その写しを求めることができる制度です。

#### ● 請求の方法

「情報公開請求書」に所定の事項（住所、氏名、必要とする情報の件名等）を記入のうえ、市役所担当課に提出していただきます。担当課がわからない場合は、総務課でご案内します。記入の際は担当職員が皆さんのご相談に応じます。

#### ● 開示の方法

請求書を受理した日から起算して、原則として15日以内に開示するかどうかを決定し、その後、書面でお知らせします。開示はお知らせした日時、場所で、情報の閲覧またはその写しの交付により行うほか、郵送により写しを交付することにより行います。

#### ● 費用の負担

情報の閲覧は無料ですが、写しの交付や郵送などを希望される場合はその費用を負担していただきます。

#### ● 開示できない情報

この制度では、情報は開示が原則ですが、法令等の規定によって開示できないものもあります。

### 広告

ケーブルテレビ局、情報・通信業

もっと楽しく、もっと便利に！ 地域密着ケーブルテレビ

**エルシーブイ株式会社**

LCVは、諏訪地方をカバーするケーブルテレビ会社です。LCVひかりでテレビもネットももっと快適に。4K放送はアンテナいらずのLCVで！

■ 諏訪市四賀821  
■ TEL:0266-53-3833  
■ 受付時間/9:00~18:00  
■ URL:<https://www.lcv.jp/>

